

- ①道路使用料
 過年度分 9件 326,238円 平成22年度分 1件 28,600円 合計 10件 354,838円
- ②河川使用料
 平成22年度分 4件 311,538円
 ③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
 平成 8年度分 2件 1,145,556円 平成20年度分 1件 10,569円 合計 3件 1,156,125円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 238筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) 歳入に係る収入未納について
 ①道路使用料について、未納の原因は次のとおり
 ・占有者の倒産 2件 35,772円
 ・占有者の支払い遅延 8件 319,066円
 通知による督促、電話催告及び戸別訪問等を行い、分割納入等により収入確保に努めている。それにより、過年度分の9件については、119,665円の未納を解消した。
 ※占有者の倒産に伴う未納の原因となる占有物件については、撤去済で新規の未納は発生していない。当該占有者は、平成17年に破産手続を開始し、平成20年6月に配当金 1,428円があり、平成26年度に不納欠損する予定である。
- ②河川使用料について
 電話催告及び戸別訪問等を行い収入確保に努め、未収金のうち 3件46,038円の未納を解消した。引き続き 1件 265,500円についても、交渉により未納解消に努める予定である。
- ③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息について
 平成 8年度及び平成20年度における工事契約不履行に係る違約金及び延滞利息であり、平成 8年度は(有)B建設の倒産、平成20年度は(有)の倒産(破産手続停止の決定確定済)に伴うもので、現在債権者の行方が不明である。既に消滅時効の期間を過ぎているものについては、不納欠損処理を行うことで、異士整備総務課と協議中である。
- 2) 山梨県公共帰託土地家屋調査士協会に過年度未登記案件に登記の可能性の有無について調査委託をしている。その結果をもとに、山梨県公共帰託司法書士協会に同様の調査委託をし、登記可能、登記留保、登記対象外に分類し、登記できる案件を最優先に未登記解消に努めていく。

○関東建設事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年4月20～22日
 委員監査 平成23年5月25日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
 指導事項 3件 (収入1、財産1、契約1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 ①道路使用料
 過年度分 4件 47,975円 平成22年度分 3件 6,067円 合計 7件 54,042円
 ②河川使用料
 過年度分 3件 14,000円 平成22年度分 1件 1,350円 合計 4件 15,350円
 ③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息
 平成14年度分 2件 218,857円 平成19年度分 1件 117,652円
 平成20年度分 1件 606,540円 合計 4件 943,049円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 390筆
- 3) 境川水防倉庫建具改修工事の隨意契約(見積り合わせ)において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかっ

た。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 債務者の倒産により今後の回収が見込めない案件については、権利放棄して不納欠損処理を行うことが適当であるので、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
 ・収入済額 道路使用料 平成22年度分 2件 5,227円 (平成23年11月末現在)
- 2) 公共事業による取得用地の一部で地図と現況の不一致や地図混乱、相続人多数や行方不明などの理由による未登記が生じている。
 未登記の解消に向けては、専任の非常勤嘱託職員を配置し、毎年度処理目標を設定し処理を行っているところである。
 今年度からの新たな取り組みとして、「過年度未登記処理方針」に基づき、土地家屋調査士や司法書士の意見を参考として、未登記案件の早期処理のための分類を行っており、定期的に開催される用地課主催の検討会議の活用と併せて一層の処理促進を図っている。
- 3) 予定価格調書については、支出負担行為の作成時及び支出命令書作成時の確認を財務事務チェッククワニエアルを活用して、起案者、チェック担当者の理解を深めることにより、チェック機能の強化に努める。

○城南建設事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年4月18～19日
 委員監査 平成23年5月25日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
 指導事項 3件 (収入2、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
 ①河川使用料
 過年度分 4件 83,489円 平成22年度分 4件 209,462円 合計 8件 先数 4件 292,951円
 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息
 平成14年度分 1件 604,523円 平成17年度分 2件 96,133円
 平成19年度分 1件 29,342円 合計 4件 729,998円
- 2) 河川使用料について、平成21年度分を平成22年度に調定を行っているものがあつた。
 1件 97,020円
- 3) 取得用地に未登記のものがあつた。
 過年度分 814筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済について
 ①河川使用料
 ・平成22年度に債務者から納入誓約書を徴した1件及び破産手続き又は競売手続き中である他3件について、引き続き関係者に納入を督促していく。
 なお、納入誓約書を徴した1件については、平成23年11月末までに38,800円を納入しており、過年度分は4件44,689円が収入未済となつている。
- ②工事前払金返還利息
 ・破産手続停止決定により回収不能であると考えていた1件については、道路事業に関連する補償対象物件の存在が確認されたことから、当該債権については、その補償額から支払いをすることで代理人弁護士と合意しており、このため今年度中には弁済される予定である。
 また、登記簿上は存在するが所在が明らかでなく時効が到来したと考えられる2件については、不納欠損処理の手続きに向け関係課等と協議を行う。他の1件については、引き続き関係者に納入を督促して行く。
- 2) 河川使用料の調定が本来平成21年度に行なうべきところ平成22年度となった件について

平成22年度分44筆は登記済み（平成24年2月24日現在）

○富士・東部建設事務所（吉田支所）

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月17～18日
委員監査 平成23年6月7日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
指導事項 2件（収入1、財産1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①河川使用料
平成22年度分 1件 255,920円
②道路使用料
平成20年度分 1件 1,400円
- 2) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 260筆 平成22年度分 11筆 合計271筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) 歳入に関する収入未済
①河川使用料
・繰り返し督促を行ったが、納付されないため、引き続き督促を行い、未収金回収に努める。
②道路使用料
・繰り返し督促を行ったが、納付されないため、引き続き督促を行い、未収金回収に努める。
- 2) 取得用地の未登記
・平成22年度分は、年度末に契約した用地の登記が翌年度にずれ込んだものであり、全筆登記を完了している。
・過年度分については、過年度未登記処理方針に基づき、計画的に解消を図っていく。

○出納局会計課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月1日
委員監査 平成23年9月6日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
給与に係る過年度れい入金 平成18年度分 1件 97,740円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 債務者に対し再三の督促を行ったが、債務者の服役や破産申し立て等により、不測の日時を要した。
当該債権については、平成23年9月16日をもって消滅時効が完成し、債権が消滅したことから、不納欠損処理を行った。

○企業局総務課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月28～29日
委員監査 平成23年7月21日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（収入1）

は、処理の適正化・再発防止に向け財務規則等に基づき処理の徹底を図っていく。
3) 取得用地の未登記について
・本年度から用地課で定めた「未登記解消に向けた基本方針及び対策」に基づき、未登記案件を「登記可能」、「登記保留」、「登記対象外」の分類作業を進めており、平成28年度以降から登記可能な未登記案件に重点的に取組み、未登記案件の解消を図ることとしている。
なお、過年度分の未登記については、平成23年11月末までに9筆の登記が完了している。

○富士・東部建設事務所（本所）

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月18～20日
委員監査 平成23年6月9日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果
指導事項 6件（収入2、支出1、給与2、財産1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。
①河川使用料
過年度分 2件 69,840円 平成22年度分 1件 31,320円 合計 3件 101,160円
②道路使用料
過年度分 1件 10,560円
③公園使用料
平成22年度分 1件 19,410円
- ④工事契約解除に伴う前払金返還利息等
平成15年度分 2件 310,060円 平成17年度分 1件 113,886円
平成20年度分 1件 31,636円 合計 4件 455,582円
- ⑤雑入
平成22年度分 1件 2,336円

- 2) 河川産出物採取料において、誤った債務者に対して調定を行っていた。
- 3) 物品購入代金について、誤って別の業者に支払っていた。なお、誤って支払った代金はれい入処理し、正当債権者から再度請求書の提出を受け支払した。
- 4) 通勤手当の認定について、事実の生じた日が月の初日でない日であったが、額の設定の認定が当該月からとなり過払いとなっていた。
- 5) 職員の用地交渉手当について、誤って宿日直手当を支給していたため過払いとなっていた。
- 6) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 514筆 平成22年度分 44筆 合計 558筆

指導事項に対して講じた措置

- 1) H23年4月23日公園使用料(19,410円)収納済。H23年5月31日雑入(2,336円)収納済。
未収残高については、引き続き債権回収に努めていくとともに、債務者である法人が消滅したものは不納欠損処理する。
- 2) 誤った債務者に対して調定演算し、正当債務者に対して調定した。その後調定同いの債務者情報のチェックの回数を増やす措置を講じた。
- 3) 誤って支払った代金は戻入の処理を行い、正当債権者に支出した。その後振込先の口座名・口座番号のチェック回数を増やす措置を講じた。
- 4) 手当の認定を修正し、差額を戻入させた。その後、手当認定業務チェックリスト等を用いて適正な確認をするとともに、認定の際のチェック回数を増やす措置を講じた。
- 5) 手当の認定を修正し、差額を戻入させた。その後、手当認定業務チェックリスト等を用いて適正な確認をするとともに、認定の際のチェック回数を増やす措置を講じた。
- 6) 未登記の解消に努めるとともに、新規未登記が発生しないように努めていく。

1) 行政財産使用料及び普通財産貸付料に係る調定が遅延していた。

指導事項に対して講じた措置

1) 平成23年度からは、年度当初に調定を行うよう改善した。

○企業局早川水系発電管理事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月24日
委員監査 平成23年6月10日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (給与1)

1) 寒冷地手当の世帯主区分に誤りがあり、支給額が不足していた。

指導事項に対して講じた措置

1) 住民票上の世帯主ではないことを再度確認したが、世帯全員の所得証明により確認したところ当該職員は、「寒冷地手当支給規則第2条第1項」に記載の「世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員」にあたり、「世帯主」の要件を具備するものと認められるため、「非世帯主」と「世帯主」との不足額を支払った。

○企業局石和温泉管理事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月27日
委員監査 平成23年6月14日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

温泉供給収益収入

過年度分 契約先数 11件 10,732,974円 平成22年度分 契約先数 28件 4,546,797円

合計 契約先数 32件 15,279,771円

2) 施設修繕の執行向いにおいて、支出負担行為により行うべきところ物品修繕要求書により行っていた。

指導事項に対して講じた措置

1) 短期未納者に対しては、電話での請求や直接訪問することにより、未収金を徴収している。滞納が長期化するおそれのある者に対しては更に督促を強化するとともに、連絡がつかない未納者や悪質な未納者に対しては、山梨県営石和温泉給湯規程及び給湯契約書の規定に基づき給湯停止や契約解除等の措置を講じている。

なお、11月末現在で、過年度分のうち26,902円、平成22年度分のうち2,981,687円の未収金徴収を行っている。

2) 従前から施設修繕については、支出負担行為により行っているが、一部物品の購入を伴う修繕であったため指導された修繕のみ、物品修繕要求書で行った。今後は、各段階でのチェックを更に徹底し、同様なおこらぬよう十分注意を払っていく。

○教育庁高校教育課(新しい学校づくり推進室)

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月6日
委員監査 平成23年8月25日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

収入事務において著しく不適切な事務処理があった。

1) 山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金において、同貸付条例施行規則第11条に規定する貸付を受けた者から提出されるべき「奨学資金借用証書」が未提出のまま放置されているものが45件、金額で71,824,010円であった。

指導事項 2件 (収入1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①教育奨励資金貸付金償還金

過年度分 11,916,800円 平成22年度分 694,200円 合計 先数 51件 12,611,000円

②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金

過年度分 8,066,929円 平成22年度分 946,850円 合計 先数 17件 9,013,779円

③定時制課程等修学奨励金返還金

過年度分 8件 762,000円

2) 外国語指導助手へ貸し付けている布団について、財務規則第161条に規定する物品貸付調書が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 指導事項の地域改善対策高等学校等奨学資金の借用証書未提出に関しては、関係団体と話し合いを行い未提出者がいること、今後条例・規則に従い事務を進めていくことで理解を得た。今後は個別に文書等により制度の趣旨について理解を得るとともに、借用証書の提出を求める。また、貸付終了後20年を経過したものについては調定を行い、返還を求めていく。

指導事項に対して講じた措置

1) 奨学金の収入未済に対しては、滞納者に対して文書及び電話で督促し、未収金の回収に努めている。さらに連絡がつかない場合には夜間に電話したり、訪問するなど対応をしている。

2) 物品貸付調書の作成については、財務規則第161条の規定どおりに速やかに物品貸付調書を作成した。

○教育庁社会教育課(新図書館建設室)

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月11日
委員監査 平成23年8月25日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (財産1)

1) 自動販売機や電柱敷きなど使用許可を行っている行政財産について、移動報告がされておらず、貸付簿が作成、更新されていないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

1) 使用許可を行ったものについて、移動報告・貸付簿の更新を行った。今後は、使用許可を行った後、遅滞なく処理をする。

○県議会事務局

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月9～10日
委員監査 平成23年9月5日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (支出1)

1) 政務調査費の広報費において、調査研究活動費以外の内容が含まれている場合は、按分することになっているが、按分率の適用に誤りがあった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当該議員から、調査研究活動以外の内容を除き、費用按分を行い訂正された収支報告書が提出された。
その結果、政務調査費支出額が収入額を下回ることになり、当該残余分が返還処理された。
今後は、議員から提出された書類の審査等において、より一層、内容の精査を行い適正な処理を図る。

○警察本部

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 平成23年8月2～3日、8月10日 |
| | 委員監査 平成23年8月22日 |
| 2 監査対象期間 | 平成22年度 |
| 3 監査の結果 | |
| 指導事項 1件 (収入1) | |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 | |
| ①放置違反金 | 過年度分 9件 111,800円 平成22年度分 4件 46,100円 合計 先数 9件 157,900円 |
| ②弁償金 | 過年度分 1件 456,500円 |

指導事項に対して講じた措置

- 1) ①平成23年5月31日時点で、放置違反金収入未済額は、13件(先数9件) 157,900円であった。これらは、催促状、電話及び臨戸により任意納付を促したものの滞納者の所在不明、私財不足、法人の倒産のため収入未済となったものである。
その後、継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、平成23年11月末現在の未済額は6件(先数5件) 80,000円となった。
今後も、滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続する。
②交通事故により破損した信号機復旧に係る弁償について、全額弁済を督促しているが債務者の資力が乏しいことから、分割かつ不定期な納付にとどまり、収入未済が生じたものである。
このため、債務者と面談するなどして、その収入や資産状況等の把握と納付の督促に努めてきたところであり、今後もこれを継続する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番